

# 受給資格者証の新規申請と更新のご案内

福祉医療制度は、子どもや心身に障害のある人、ひとり親家庭などが安心して医療を受けられるように、保険診療の自己負担分を公費で助成する制度です。令和5年8月から重度心身障害者(児)および高齢重度障害者に、所得制限が設けられます。  
詳しくは、☎保険年金課(☎2461)へ。

## 受給資格者証の新規申請について

別表1の資格要件に該当する人で、まだ受給資格者証を持っていない人は、申請により福祉医療を受給できる場合があります。手続きに必要なものを持参して、保険年金課で申請してください。

## 受給資格者証の更新について

対象 ▼ 重度心身障害者(児)  
▼ 高齢重度障害者  
▼ ひとり親家庭など  
「福祉医療受給資格者証」の有効期限は、7月31日(月)です。更新の対象者には、

新しい受給資格者証を7月下旬に郵送します。

なお、次の人には新しい受給資格者証を送ることができませんので、所定の手続きを済ませてください。  
▽令和4年分の所得の申告をしていない人  
▽所得税課で所得の申告をしてください。  
▽転入者で今年の1月1日に本市に住民登録がなかった人  
▽今年1月1日に住んでいた市区町村が発行した所得および課税状況が分かる証明書を、保険年金課に提出してください。  
※「子ども」の受給資格者証は、10月からの対象年齢拡大に伴い、新しい受給資格者証を発行予定です

(別表1) 福祉医療制度受給資格要件(令和5年7月現在)

区分	資格要件	手続きに必要なもの
子ども	15歳になった年の年度末まで(令和5年10月から18歳の年度末へ拡大)	母子手帳(出生の場合)
重度心身障害者(児) ※令和5年8月から所得制限あり	特別児童扶養手当1級	特別児童扶養手当証書
	障害基礎年金1級	年金証書
	障害基礎年金1級程度の障害で、年金を受給することができない人	所定の診断書(様式は保険年金課にあります)
身体障害者手帳1級・2級・3級	療育手帳 判定A・B	療育手帳
	療育手帳	療育手帳
精神通院医療	自立支援医療受給者証(精神通院)の所持者 ※定められた医療機関に限ります	自立支援医療受給者証(通院)
高齢重度障害者(65歳以上) ※令和5年8月から所得制限あり	障害基礎年金1級	年金証書
	身体障害者手帳1級・2級・3級	身体障害者手帳
ひとり親家庭など	①18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭の親および子 ②父母のない18歳未満の児童 ※いずれも前年所得の申告(確定申告・市県民税申告)をしてある人が対象となります	戸籍謄本(本市に本籍がない人)、前住所地の所得・課税証明書(今年の1月2日以降に転入した人)

※全ての区分の手続きで健康保険証が必要です

## 一部の対象区分に所得制限が設けられます

対象 ▼ 重度心身障害者(児)  
▼ 高齢重度障害者  
県内全市町村において、令和5年8月から所得制限が設けられます。前年中の

所得が別表2に該当する場合は、8月1日から翌年7月31日まで福祉医療を受給できなくなります。

なお、翌年以降に所得などの条件を満たして再度受給を希望する場合は、新規に申請が必要になります。

(別表2) 所得制限基準額および収入額の目安(給与所得者を例とした額)

扶養親族などの数	受給資格者本人(基準額以下で対象)		配偶者または扶養義務者(基準額未満で対象)	
	所得制限基準額	(参考)収入額の目安	所得制限基準額	(参考)収入額の目安
0人	360万4,000円	約518万円	628万7,000円	約831万9,000円
1人	398万4,000円	約565万6,000円	653万6,000円	約858万6,000円
2人	436万4,000円	約613万2,000円	674万9,000円	約879万9,000円
3人	474万4,000円	約660万4,000円	696万2,000円	約901万2,000円

※対象となる所得=給与所得・退職所得・譲与所得・不動産所得・雑所得(年金等)など  
※受給者本人の所得が基準額以下であっても、配偶者などに基準額以上の所得がある場合は助成対象外です  
※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合があります  
※扶養親族などの数は、税法上実際に扶養している人の数です